平成２１年（フ）第１８５１号
福岡県筑紫野市大字吉木2191番地18
債務者　江田　明美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８７９号
福岡県春日市日の出町２丁目59番地メゾンフルール南福岡603号
債務者　角岡　　寿
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９３１号
福岡市東区八田４丁目８番11―401号
債務者　吉川　里実
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１２２号
福岡市城南区鳥飼７丁目29番502号
債務者　野間　　崇
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４２５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲645番地３
債務者　中島まり子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４８１号
福岡市東区箱崎７丁目20番１―207号
債務者　山田理恵子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４８２号
福岡市東区箱崎７丁目20番１―207号
債務者　山田　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８６号
福島県喜多方市字沢ノ免7327番地１　サンホームセブンⅡ２階１号、前住所福島県喜多方市関柴町平林字川原704番地
債務者　小椋　慶子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第４４７号
金沢市大額１丁目103番地　メゾンドール21　107号
債務者　安藤　英樹
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４７７号
石川県河北郡津幡町字杉瀬ニ23番地１
債務者　濱中　清美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４９８号
金沢市長土塀２丁目３番15号、従前の住所金沢市岸川町ナ１番地129
債務者　風間　重身
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４９９号
金沢市松村６丁目107番地５
債務者　井手元宏徳
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５２８号
石川県白山市千代野西７丁目３番地２
債務者　中矢　力雄
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２４１７号
愛知県愛西市須依町郷640番地７　アメニティ須依Ｂ棟103号
債務者　野口　敏雄
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５００号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字冨士７番地　アエロポルトⅠ　202
債務者　藏谷　　綾
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７７８号
名古屋市名東区高社１丁目178番地　コーポイーストＢ―１号
債務者　鈴木　知与
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８６９号
愛知県瀬戸市西長根町24番地の119
債務者　大野　康之
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部